

岩手県医療局管理規程第4号

医療局財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成25年3月29日

岩手県医療局長 遠藤達雄

医療局財務規程の一部を改正する規程

医療局財務規程（昭和51年岩手県医療局管理規程第6号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(出納整理)</p> <p>第121条 企業出納員は、貯蔵品受払簿に品名、品質及び形状を異にするごとに口座を設け、受入れ又は払出しの都度関係書類に基づき、数量、単価及び金額を記帳しなければならない。ただし、薬品及び購入後1箇月以内に使用する貯蔵品については、この限りでない。</p> <p>(違約金)</p> <p>第206条 契約担当者は、契約者が契約期間内に契約を履行しない場合は、遅延日数に応じ、契約金額から既済部分又は既納部分相当額を控除した額につき年<u>3.1パーセント</u>の割合で計算した違約金を徴収することがある旨の約定をしなければならない。</p> <p>2 [略]</p>	<p>(出納整理)</p> <p>第121条 企業出納員は、貯蔵品受払簿に品名、品質及び形状を異にするごとに口座を設け、受入れ又は払出しの都度関係書類に基づき、数量、単価及び金額を記帳しなければならない。ただし、薬品、<u>診療材料</u>及び購入後1箇月以内に使用する貯蔵品については、この限りでない。</p> <p>(違約金)</p> <p>第206条 契約担当者は、契約者が契約期間内に契約を履行しない場合は、遅延日数に応じ、契約金額から既済部分又は既納部分相当額を控除した額につき年<u>3.0パーセント</u>の割合で計算した違約金を徴収することがある旨の約定をしなければならない。</p> <p>2 [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。